

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.19 2012年7月3日発行者：JR東海労静岡地方本部 山本繁明

申5号「ダイヤ改正における 問題点」について業務委員会 を開催！！

6月29日、地本は各分会及び組合員から出された、ダイヤ改正に対する問題点と要求について業務委員会を開催しました。会社からの回答と議論は以下のとおりです。

1. 御殿場線(駿河小山駅・山北駅)及び、身延線(鵜沢口駅・下部温泉駅)の無人化を取り消し、これ以上乗務員に負担を押し付けないこと。

【回答】駅員無配置を取り消す考えはない。尚、乗務員に負担を押し付けている事実もない。需要状況を考えると、当社の直轄駅として継続的な要因配置を行うことは困難であり、直轄駅として運営する考えはない。

2. 次に掲げるワンマン列車を、車掌乗務列車とすること。

「沼津 166 行路 2529G、富士 72 行路 3636G・73 行路 3637G・

75 行路 3638G」

【回答】いずれの列車も、車掌乗務列車にする考えはない。ワンマン・ツーマン列車の設定については、お客様のご利用状況を勘案して設定を行っている。今後も、御利用状況に応じて設定を行っていく。

3. 遠距離通勤者は泊行路においては前泊、日勤行路終了後帰宅時間が 22 時になってしまう行路がある。よって以下の出退勤時刻を考慮すること。

「富士 65、72、92 行路・浜松 122 行路」

【回答】行路作成にあたっては、様々な要素を総合的に勘案して乗務割交番作成規定に則って作成しており、問題はない。

4. 乗り放しとなる行路を改善すること。

「沼津 168 行路・富士 66、91 行路・浜松 112、127 行路」

【回答】行路作成にあたっては、様々な要素を総合的に勘案して乗務割交番作成規定に則って作成しており、問題はない。

5. 休憩時間を偏り(長すぎたり、短すぎたり)のないように改善すること。

「富士 74 行路・静岡 2 行路・浜松 113、116、127、129 行路」

【回答】行路作成にあたっては、様々な要素を総合的に勘案して乗務割交番作成規定に則って作成しており、問題はない。

6. 食事時間は最低でも 40 分以上を確保すること。

①朝食時間が短い又は摂れない。

「沼津 172 行路・富士 78、81、91、95 行路・静岡 3、34 行路・

浜松 123、126 行路」

②昼食時間が短い又は摂れない。

「富士 61 行路・静岡 12、28 行路・浜松 101、102、103、117 行路」

③夕食時間が短い又は摂れない。

「沼津 168 行路・富士 61 行路・静岡 4、7、31 行路・浜松 105、114、118、128 行路」

【回答】行先地の時間として、概ね 40 分を目安として摂り得るよう
に配慮している。但し、やむを得ない場合はこれによらない
事はある。行先地の時間の設定にあたっては、全体の列車本
数・乗務時間・乗り出し・帰着時間などを総合的に考慮して
ダイヤ改正の都度、その時点でより良いものになっている。

7. 入換時間および据え付け後の折り返し時分を改善すること。

「静岡 15 行路 1446M・浜松 115 行路 336M」

【回答】折り返しに必要な時間は、確保している。

8. 駅社員各個人にポケット時刻表を配布すること。

【回答】既に夏号から、業務用時刻表の配布は行っている。

乗務員の負担を理解しろ！

組合：1 の回答で、乗務員に負担を押し付けている事実はないとある
が、無人駅が増えて乗務員の負担が大きくなっている。その認
識はないのか？

会社：駅が無人化になれば、その業務を誰かが代わりに行うこととな
る。それを、乗務員にお願いすることになる。役割分担の変更

はあっても負担という考えはない。

組合：会社の役割分担は実際に業務が増えている。負担である。

会社：負担とは、考えていない。あくまでも業務の範疇である。

乗務員が何駅やるという決めもない。

組合：見解の相違だ！これ以上の駅無人化は、計画にあるのか？

会社：今の時点では、ない。

組合：身延線は、御殿場線に比べて乗務時間が長いので事故が多いとの社員の声があるが？

会社：声は承知していない。乗務時間が長いことをもって、事故が多発する関連性については分からない。そのような意見があることは聞いておく。

無人化になれば、その都度アクションがあり気分転換にもなっていると思う。

組合：乗務時間が長いこと事体が、負担であると言っている。カードの取り扱いも多くなり、時間も制限される中で作業をクリアしていかなければならない精神的負担もある。

会社：時間については、以前から言っているとおり列車の遅れを気にせず作業をしてもらえば良い。各運輸区でそのような指導をしている。

組合：会社は、列車の遅れについては気にせず作業してくれと言うが、我々にすれば接続が所定にあるかも気になる。お客様を大切に思っているのなら、接続の対応を考えられたい。

会社：会社として、出来るだけの要請・対応はしているが、他会社が絡む接続については完璧に出来ているとは言えない。

組合：クレームを言われるのは乗務員であり、それも負担となる。

会社：お客様のご意見を聞くのも業務であり、負担ではない。

組合：そこが乗っている人と乗っていない人との違うところだ！

会社：2についてはお客様から声が出ているのか？

組合：これらの列車が定時で走ることはない。

会社：必ずではない。遅れが多い事はあるが毎日ではない。

組合：そのようにちゃんと調べているにも関わらずこの回答か？

会社：そうである。

組合：部分的にも特改を付けることは出来るはずである。次期ダイ改においては対応することを約束されたい。

会社：現時点ではできない。

遠距離通勤を直ちに解消しろ！

組合：3と4の回答だが、会社は規定てきに問題ないと言うが、我々としてはあくまでも人間がやっていることであり身体的な事を問題にしている。家に居られる時間も少なくなる。それに対するの回答がこれでは、がっかりである。こちらの主張は、何も組み込んではいないのか？

会社：そうではない。色々な制約条件があるなかで、最善の答えを出すべく乗務員行路を作成している。全体のバランスを見ながら乗務割交番作成規定に則って作成している。

組合：乗務員のために変えてあげようという思いが見られない。

会社：早出行路は出勤が遅くなるなど画期的に変わっている。

組合：3については、遠距離通勤を無くせば解消できる。出勤の早い泊行路（9時前）は、無くせないのか？

会社：出来なくはないが、他に制約が出てくる可能性がある。

組合：遠距離通勤を解消すべきだ！年休を取った次の日が早出だと、前泊となってしまう。何のための年休か、分からない。

会社：そこは程度の問題だと考える。

現実的な折り返し時間を確保しろ！

組合：7だが、会社は本当に必要な時間を確保しているのか？

会社：必要な時間は、確保している。

組合：たとえば静岡の15行路だが、折り返し時間が4分しかなく、しかも据え付け時間が遅れるため無理な作業となっている。これは入換により、列車を所定停止位置に据え付け車掌台としてスイッチ整備して折り返し、反対側の運転台のスイッチ整備をするまでの時間を6両で4分として確保されているとしているが、これはあくまでも6両の折り返し時分のみで4分である。我々は、発車前の連鎖扱いの時間は盛られていないと考えているがどうか？

会社：時間を気にせず、しっかりと連鎖扱いを実行してくれば何の問題もない。

組合：折り返し時分の4分に発車前の連鎖扱いの時間が盛り込まれているかどうかを聞いている。

会社：時間を気にせずやってもらえればよい。

組合：そうではない！連鎖扱いの時間が入っているかどうかを聞いている！

会社：時間を気にせずやってもらえればよい。

組合：車両区出区において通路2区から上本線据え付けまでの時間は何分取ってあるのか？他の区間と同じ2分で作成しているので

はないか？距離も2倍近くなり、またATS-PTの操縦方により実際には3分かかる。よって、据え付け時間も遅れることとなる。

会社：入換え時分は行路表に記載されている通りであり、車両区の起動開始から据え付けまでトータルで見ている。

組合：作成する時は、区間ごとに時間をたてているはずである。
通路2区から上本線据え付け時分を3分確保すること。

会社：トータルで考えている。

組合：ダイヤを作成するうえで、何故作業に必要な時間を盛り込まないのか？

会社：必要な時間は確保している。

組合：不誠実な回答である。作業に必要な時間は会社が責任を持って確保する事！

会社：行路作成にあたっては、様々な要素を総合的に勘案して行路作成基準に則って作成しており、問題はない。

食事時間を確保しろ！

組合：6だが、こちらとしても今回は食事を摂れる時間の長さに限定して要求しているため、会社として考え易いと思うが、それでもこれだけの要求が出されている。少しでも減らす考えはあるのか？

会社：いたずらに、時間を短くしているのではない。次の乗務列車を考えるなかで、やむを得ず時間の短い行先地の時間となる行路がある。行路作成においては、出来るだけ留意している。

組合：40分は、あくまでも労外の時間である。少しでも（要求の）数を減らす努力をすること！

会社：了解した。

組合：ポケット時刻表だが、今回配布されたものは表紙に（静岡支社・業務用）とあるが、市販されているものと中身は同じか？

会社：全く同じものであるが、社員が業務に使うものであるので、市販のものと表紙も変えてある。会社で承認している物なので業務に使用してもらいたい。

組合：貸与品ではなく、あくまでも業務のために使用するものとの考えで良いか？

会社：その通りである。

以上